

2021年8月17日

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

TEL: 0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その52)および(その53)

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2021年8月4日と8月11日付で厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その52)および(その53)」が通達されました。

その内容より、新型コロナウイルスに感染して自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、保険医療機関が訪問看護を実施した場合、「長時間訪問看護・指導加算(520点)」「長時間精神科訪問看護・指導科加算(520点)」が「1日につき1回算定できる」と記載があります。

それに伴い、開発元より点数マスタが提供されております。

【新設されたマスタ】

新設されたマスタは以下のとおりです。マスタの開始日は「2021年7月31日」となっております。

診療行為コード	名 称
114052950	長時間訪問看護・指導加算(診療報酬上臨時的取扱)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その52)および(その53)」は、弊社ホームページに掲載しております。詳細は下記 URL よりご確認ください。

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20210812-02.pdf>

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20210812-03.pdf>

以上

※本資料は弊社ホームページ (<https://eorca.sakura.ne.jp/>) にも掲載しております。